

## リーガルサポートかながわのご案内

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポートは、平成11年に社団法人として全国の司法書士によって設立され、「公益活動」を一層充実させるため平成23年4月1日に公益社団法人として新たにスタートいたしました。成年後見執務を専門に取り扱う団体としては、わが国で唯一の全国規模の公益社団法人です。

リーガルサポートかながわは、神奈川県内におけるリーガルサポートの支部として発足しました。成年後見制度の普及・啓発及び専門的知識を持った成年後見人(司法書士)の養成・推薦に努めております。

## 事業のご案内

### 成年後見に関する相談

#### ● 電話による無料相談(毎週3回)

日時:月曜日および金曜日(午後3時~5時)・水曜日(午前10時~12時)

**TEL. 045-663-9180**

#### ● 面談による無料相談(要予約)

日時:毎週水曜日(午後3時~5時) 会場:神奈川県司法書士会館ほか

**TEL. 045-640-4345** ※面談による有料相談もあります。

### 一般市民向け出張講座

#### ● 成年後見・相続・遺言に関する市民向け講座の講師を、福祉施設・団体・グループ・学習会などに派遣します。(専門職を対象とした講座も可)

・受講者の人数の多少は問いません。

・講師料は事前にご相談ください。

・会場設営費、資料印刷費、交通費等の実費は主催者側でご負担ください。

※お申し込み・お問い合わせは、TEL.045-640-4345まで

公益社団法人 成年後見センター  
**リーガルサポートかながわ**

〒231-0024 横浜市中区吉浜町1番地 神奈川県司法書士会館内  
**TEL:045-640-4345 FAX:045-640-4346**

ホームページ <http://ls-kanagawa.jp>

JR根岸線「石川町」駅北口(中華街口)下車 徒歩1分



公益社団法人 成年後見センター

# リーガルサポート かながわ



## のごあんない

~大切なこれからの人生を、あなたご自身で考えてみませんか~

**「成年後見制度」のことなら  
リーガルサポートにご相談ください**



公益社団法人 成年後見センター

**リーガルサポートかながわ**

ホームページ <http://ls-kanagawa.jp>

【平成23年4月1日 成年後見センター・リーガルサポートは認定を受け公益社団法人に移行しました。】

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポートかながわは、  
神奈川県内の司法書士で構成されています。



## 成年後見制度とは？

### 任意後見

今は元気。  
でも、将来が心配…。

さらに…  
任意後見契約と併せて  
任意代理契約や死後の事務の  
委任契約を締結したり、  
遺言書の作成も行い  
将来に備えることもできます。



本人

任意後見  
契約  
(公正証書)



後見人



家庭裁判所

選任



任意後見監督人

監督

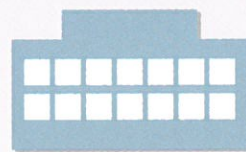
### 法定後見

判断能力が  
衰えてきた。

#### 判断能力の程度による区分

	本人の判断能力	支援する人
後見	全くない	成年後見人
保佐	特に不十分	保佐人
補助	不十分	補助人

支援する人を監督する監督人が選任される場合があります。



家庭裁判所

選任



成年後見人

保佐人・補助人

選任



成年後見監督人

保佐監督人・補助監督人

申立  
(近親者・  
市区町村長)

支援



本人



## こんな場合にご相談ください。



### 老後が心配



ひとり暮らしの老後を安心して過ご  
したい。施設などに入るための契約  
をしたり、費用を払ってほしい。



### 父が認知症



父の入所費用を支払いた  
いが父の口座から預金を  
引き出せない。



### 遺産分割協議が できない



相続人に判断能力の不十分な方  
(認知症・知的障害者等)がいるの  
で、遺産分割協議が困難。



### 消費者被害に 遭っているようだ



ひとり暮らしの母。実家に行ったら  
使うあてもない新しい布団が山積  
みになっていた。

## Q & A



Q お金はどのくらい  
かかるので  
しょうか？



A 法定後見の場合、後見事務費用や  
後見人の報酬は、被後見人の財産  
の中から支払われることになりま  
すが、報酬は資力その他の事情に  
よって家庭裁判所が決定します。  
任意後見の場合、ご依頼される方  
の事情に応じて契約によって決め  
られます。まずはお問い合わせく  
ださい。



Q 誰が後見人  
になるので  
しょうか？



A 親族の中に適任者がいる場合、そ  
の親族が後見人になることがで  
きます。但し、家庭裁判所の職権で  
法律や福祉の専門家を選任する場  
合もあります。  
成年後見人等候補者にお心当たり  
のない方に対し、当団体の後見人・  
後見監督人候補者名簿に登載され  
ている会員(司法書士)の中から、  
候補者をご紹介する制度もありま  
すので、お気軽にご相談ください。